

## 令和8年度青森県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、医療的ケア児等を介護する家族の負担軽減や、医療的ケア児等に対する在宅サービスを行う事業所の増加を図るため、医療型短期入所事業所及び障害児通所支援事業所の設置者が新たに医療的ケア児等を受け入れるための設備を整備するのに要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該設置者に対し、令和8年度青森県医療的ケア児等受入促進事業費補助金を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「医療的ケア児等」とは、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児者で、障がい福祉サービスにおける医療的ケア対応支援加算対象であると市町村が判断した児者をいう。
- (2) 「医療型短期入所事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定される短期入所事業を行う医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院をいう。
- (3) 「障害児通所支援事業所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定を受けた同法第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する事業所をいう。
- (4) 「訪問看護事業所」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の規定による指定を受けた訪問看護事業を行う事業所をいう。

### (補助事業)

第3 補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、県内の医療型短期入所事業所、障害児通所支援事業所及び訪問看護事業所の設置者（新たに設置しようとする者を含む。）が実施主体となり、医療的ケア児等を新たに受け入れるために行う次の事業とする。ただし、既存の補助制度で対象とされている事業は対象外とする。

- ①医療的ケア児等の送迎のための車両の購入
- ②入浴サービスのための浴槽の整備
- ③医療的ケア児等の受け入れに必要な電子カルテ等の医療機器の整備
- ④その他知事が必要と認める設備の整備及び備品の購入

(補助対象経費、補助基準額及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助基準額及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助基準額	補助金の額
補助事業の実施に必要な設備の整備及び備品の購入に要する経費 ※以下の経費は対象外とする。 ・設備の整備及び備品の購入に係る事務費 ・事務机、職員の業務効率化のためのパソコンなど、医療的ケア児の支援に直接関係しない設備等に係る経費 ・自動車取得時の自動車登録諸経費(自動車税、重量税、環境性能割、保険料、登録代行料、納車経費及びこれらに係る消費税等)	1事業所当たり 2,000千円	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内の額(ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)

(申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 実施計画書法人概要(第1号様式1)
- (2) 申請額内訳書(第1号様式2)
- (3) 所要額詳細(第1号様式3)

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合は、令和8年度青森県医療的ケア児等受入促進事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保の用に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。
- (6) 財産は、財産管理台帳（第3号様式）及びその他関係書類を（5）に規定する耐用年数を経過するまで整理保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 規則第19条本文の規定により、知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）は、令和8年度青森県医療的ケア児等受入促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額報告書（第4号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、当該仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、令和8年度青森県医療的ケア児等受入促進事業費補助金請求書（第5号様式）を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年4月5日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和8年度青森県医療的ケア児等受入促進事業完了(廃止)実績報告書(第6号様式)
- (2) 事業実績額報告書(第6号様式1)
- (3) 収支決算書
- (4) 導入設備、備品写真
- (5) 納品書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行し、同年4月1日から適用する。